

第 80 回長崎県個人情報保護審査会会議録

1. 会議の日時及び場所

- (1) 日時 平成 29 年 10 月 16 日(月) 午前 10 時から正午まで
- (2) 場所 長崎市出島町 12-20 長崎タクシー会館 4 階会議室

2. 出席した委員の氏名

堀江憲二会長、小林透委員、小松文子委員、長尾久美子委員、武藤智浩委員

3. 出席した事務局職員

県民センター 田中センター長、荒川補佐、荒木係長、中西主任主事

4. 出席した実施機関職員

教育庁 島村政策監（教育情報化担当）
" 体育保健課 田浦参事、岡村係長、真野指導主事

5. 会議に付した案件の名称

- (1) 諮問（制）第 34 号事案の審議
個人情報の収集について（学校給食における食物アレルギー管理システムのオンライン結合関係）

6. 会議結果

- (1) 諮問（制）第 34 号事案の審議
諮問事案について了承された。本日の審議内容を踏まえ、事務局で答申案を作成し、会長一任で決定することになった。

7. 議事内容

- (1) 諮問（制）第 34 号事案の審議

ア 概要説明

事務局から諮問事項及び条例の概要説明を行った。

イ 実施機関説明

実施機関から諮問事項について具体的に説明を行った。

ウ 実施機関質疑

（堀江会長）

ありがとうございました。それでは質疑応答に移りたいと思います。ただ今の説明に対

して質問はありませんか。

(小松委員)

ご説明ありがとうございます。アレルギーを持った生徒さんたちの安全な運用に役に立つシステムであるというふうに考えます。いくつか質問させていただきたいんですけども、県サーバーに情報が管理されているというふうに理解したんですけども、市町立学校にデータがあるのでしょうか。それとも、県サーバーにデータがあるのでしょうか、というのが1点。県サーバーにある場合に、どのようにその学校だけしか情報をアクセスできない利用にしているかというメカニズムについての質問が2点目。それから、先ほど安全対策のところでは利用者端末の限定をするというふうに伺ったんですけども、迅速な対応をするためにはかなりの教員の方がシステムにアクセスしなければいけないというふうに理解しているのですが、利用者の限定というのはどのようなことで実施されるのかというのが3点目。それから、すみません。4点目で、これはこのシステムだけに限らないかもしれないんですけども、情報を入力するというのと、いつ削除するかというのは、セキュリティ上大切だと思うんですけども、削除というのはどのようにお考えになっているのでしょうかということが4点目で、以上、回答をお願いします。

(堀江会長)

沢山ありましたので、一つずついきましょうか。

(実施機関)

お伺いしたのは、全部で4点だと思います。まず、県サーバーに置くということから、データの場所そのものはどこなのでしょうかとすることは、システムとデータの場所を分けてもいいのではないかとのご判断からのご質問かと思いますが、情報は県サーバーの中に暗号化して保存されております。学校には保存しておりません。これは、学校側の実態から申しますと、安全に情報を正確に管理できるかということ、ちょっと不安がございまして、それよりは、必要な資源を持っている県のサーバーの方に保持した方が現実的ではないかということからそのように行っております。

次に、個々を見られないようにする方法はどうしているのかということですが、ログイン時に入れたID、これは今回、県のシステムから発行されますが、このIDによって、どこの学校がということがわかっておりますので、その学校に限って使えるようにというコントロールがされております。これが2点目の回答でございます。

利用者端末の限定ですが、利用者端末になるためにはということでご理解いただければいいと思うんですけども、完全な限定をしているわけではなくて、その使う端末を利用者端末とするためには、予め職員番号と入庁年月日、本人しか知らない情報を入力して、なおかつ県から提供したIDとパスワードを通過した場合のみ、それが利用端末というこ

とになります。ですので、その端末でいきなり入ろうとしましても、その4つの情報を全部持っていない限りは端末として認識されないという意味での利用者端末の限定でございます。完全な限定という意味ではございませんので、ご理解いただければと思います。

4つ目の質問、削除についてですが、基本的に管理が必要なくなった時点ということになりますので、例えば小学生の児童の場合は、これは生徒にもよるんですが、特別に配慮の必要のない生徒である場合は、中学校卒業時ということになります。特別に配慮が必要な生徒、中学校から高校に入ってくる場合もあるのですが、その場合に関しては、継続される場合がございます。基本的には、卒業とともに削除ということになります。ただし、小中の場合は、一つの自治体内で連携されていることが多いので、その間は削除ではなくて、しばらくは置いておく状態になります。その後、保護者からの確認を取ったうえで、情報を連携するなら、必要に応じて中学校に提供するという方向で考えております。以上でございます。

(小松委員)

ありがとうございます。もう少し詳しくお聞きしたいんですけども、県サーバー内にあるものを、学校ごとのログインIDで変えるというのは、学校ごとなのでしょうか、それとも、利用者のIDごとが変わるということなのでしょうか。

(実施機関)

IDごとに学校という情報を持っていますので、そのIDが異なれば学校も異なることになります。

(小松委員)

そうしますと、同じ先生でも、別の学校に異動されたら、IDが変わるということですか。

(実施機関)

はい、そうです。その管理は、校長の責任になりますが、IDが変わるということになります。

(小松委員)

わかりました。あと、利用者端末の限定というのは、厳密にいうと、利用者端末の限定ではなく、利用者の限定、

(実施機関)

利用者の限定ということですね。

(小松委員)

そうですね。

(実施機関)

利用者を限定した結果、端末が限定されてしまうという話でございます。

(小松委員)

でも、その端末は、別の端末でも、その利用者を限定したことによって、使うことになるわけですよね。わかりました。削除については、情報の管理のうえで大切だと思いますので、多分、運用なされていると思うんですけども、その運用に沿ってきちんと削除していただければと思います。以上です。ありがとうございました。

(小林委員)

具体例で教えていただけるとわかりやすいですが、例えば、長崎小学校の1年1組の長崎太郎くんがアレルギーを持っていたとしたときに、その長崎太郎君の生年月日とか個人情報、このシステムを使って、見れる人は誰なのかというのと、見れるだけではなくて、情報を書き替えたり、削除できたりする人は誰なのかを具体的に教えていただけますか。

(実施機関)

まず見れる人ということからいきますと、学校の校長が基本的に、

(小林委員)

それは、長崎小学校の校長ですか。

(実施機関)

長崎小学校の校長が見ることができる、

(小林委員)

しか見れない。

(実施機関)

はい。それと、栄養士が詳細まで見ることができます。

(小林委員)

それは、長崎小学校の栄養士ですか。

(実施機関)

長崎小学校を担当している栄養士です。

(小林委員)

その方は、複数の学校をみている方ですか。

(実施機関)

複数の学校をみていることもありますので、担当ということになります。それだけですね。

(小林委員)

保護者は見れないんですか。

(実施機関)

保護者はその情報を見ることはありません。保護者が見れるのは、対応のみでございます。給食のアレルギーを今回、こういう対応にしますけれども、よろしいでしょうかという対応のみです。保護者自身は、個人情報を当然、自分たちで管理しておられると思いますので、保護者にそのものを見せる必要はないと考えております。

(小林委員)

長崎小学校の教職員の方は見れないのですか。

(実施機関)

いえ、教職員は、配膳をチェックいたしますので、配膳時に誤配食があったときには、緊急対応しなければいけないですから、そのときにボタンを押すと、緊急時の保護者連絡先、かかりつけの病院の連絡先、そういうものが見れるようになっております。

(小林委員)

ということは、個人情報を見れる人は、長崎小学校の校長先生、長崎小学校を担当している栄養の職員の方、それから、長崎小学校の教職員の方が見れると思っていいいんですか。

(実施機関)

はい、見れます。

(小林委員)

情報を書き替えられる人は誰ですか。

(実施機関)

書き換えられるのは、校長及び栄養士です。

(小林委員)

教職員の方は、見るだけと。

(実施機関)

はい、教職員は見ることはできません。

(小林委員)

あともう一つは、県のサーバーは誰が管理されるのでしょうか。

(実施機関)

教育委員会が管理します。

(小林委員)

例えば、バージョンアップとかOSの入れ替えとか、それを県の職員がされるのですか。

(実施機関)

県の職員が行います。

(小林委員)

外部委託はされない。

(実施機関)

はい、県の独自開発でございます。

(小林委員)

県のサーバーをメンテされる方は個人情報は見れないのでしょうか。

(実施機関)

システムを担当しておりますから、見ることはできますが、暗号化されている情報を見ても、そのものは、中身に何が書いてあるかは見ることはできないと考えております。

(小林委員)

県のメンテナンスをされる方は、暗号化されている情報しか見れないので、中身は分かり得ない。

(実施機関)

はい、中身は分かり得ないと考えます。

(小林委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(小松委員)

追加ですみません。暗号化された情報の鍵というのはどういう管理になっているか、お答えください。

(実施機関)

今、鍵の情報に関しては、設計者である私と、開発した者しか、今のところは知らないことになっております。

(小松委員)

鍵は参照するときに、解読復号して見ると思いますが、それはどんな仕組みになっているのでしょうか。

(実施機関)

サーバー内に保持しております。

(小松委員)

その鍵の入っているサーバーというのは、絶対に誰も見れないところに置いてある、

(実施機関)

はい、普通の人に触れるようなところに置いてあるわけではないので、基本的には触れないというふうに考えております。

(小松委員)

ただプロセスとしては触れるわけですね。

(実施機関)

内部の人が、意図的にそれに触ろうとすれば、触ることはできると思います。

(小松委員)

わかりました。どこまでやるかという話なんですけれども、それが漏れちゃうと、全部漏れちゃうのかというのはちょっと心配なところではあります。わかりました。ありがとうございます。

(実施機関)

一点よろしいでしょうか。漏れるということに気にかけている部分があるかとは思いますが、そもそもこの情報は、保護者にとってみて、知ってほしい情報です。自分の子どもの命を守るために、知ってほしい情報として提供を受けておりますので、決して大っぴらに漏れることは当然禁止されておりますが、必要な人に必要な情報としていくことについては、同意をいただいているものでございます。

(長尾委員)

一点お尋ねします。保護者が確認される情報というのは、栄養教諭が出したその資料を確認するというアクセスしかできないのでしょうか。

(実施機関)

保護者が見ることができる場所というのは、栄養士が対応を決めるんですけれども、除去食にします、代替食にします、弁当持参でお願いしますというのですが、それについて、保護者がその状況を見て、この対応でいいんですねというのをOKするか、いやいややっぱり食べませんとするかの対応を確認していただくこととなります。

(堀江会長)

最初に、保護者が学校に自分の子どもはどのようなアレルギーがあるという情報を提供して、それから進んでいくわけですね。それをもとに、具体的な給食の献立で、これが引っかけりそうだけど大丈夫かと、保護者に質問がいくと、こういうことになるわけですね。

(実施機関)

栄養士も一応プロですので、これが入っていたら基本的にダメだという判断をするわけですね。ダメですけれども、よろしいですかについては聞かなくてはいけないと思っています。微量混入の場合は、OKの生徒もいれば、いやこれくらいならいいという保護者さんもいらっしゃるんです。例えばの話ですけれども、ちょっと発疹が出るだけ、他の症状は一切出ない、ですからむしろ食べさせてもらってもいいんですよという判断はあります。ただ栄養士としては、出てる以上、これでもよろしいですかということに対する返答

をいただきたいと思っています。その意味でご連絡を差し上げて、一定の回答をいただくという状況でございます。

(堀江会長)

献立で、疑問符が付くのについては、栄養士の方から、保護者に尋ねて、了解をとるとのことですか。

(実施機関)

はい、そのとおりでございます。

(堀江会長)

他にございませんか。よろしいですか。それでは、他にお尋ねすることもないようですので、説明の聴取を終了いたします。

エ 事案の審議

(堀江会長)

それでは、審議に移ります。学校給食における食物アレルギー管理システムのオンライン結合について、個人情報保護条例9条2項の公益上の必要性があるかどうかというのと、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに該当するかどうか、この2点中心だと思います。

ご意見をお願いします。

(堀江会長)

公益上の必要というのは問題ないですかね。

アレルギー対策というのは全てに重要な点ですよ。問題ないですね。

もう一つの個人の権利利益、セキュリティの問題で、先ほど、小松先生と小林先生が聞かれていたんですが、大丈夫なんでしょうか。

(小松委員)

多分、大丈夫だと思います。

(小林委員)

アクセス権限の話とそのアクセス権限がない人が不当に入ってきて取られるかという話が二つあって、多分、今、伺った範囲だとアクセス権限もちゃんと明確にポリシーしておられるようですし、暗号もされているので、仮に外部から入ってきて取られても、中身は見れないということだったので、妥当ではないかなというふうに思います。

(小松委員)

そうなのですが、一つだけ懸念するのは、教職員を含めてかなりの人がアクセスできるということになるので、システムとしてはいいんですけども、IDパスワードの管理であるとか、そこが一番大切なところかなというふうに思います。自分の与えられた、その学校のIDパスワードを、それこそ子どもたちに見せちゃったりとかというふうにして、誰でも見れるようになることがあると非常に難しいというか、よろしくないので、教職員達がきちんとそれをやってくだされればいいのではないかなと思います。

(堀江会長)

あまり外部から狙われるような情報ではないんですよね。

(小松委員)

そうですね。佐賀のように成績とかではないので、佐賀はIDパスワードを誰でも見れるようなところにあっただけですけども。

(小林委員)

ですので、もしコメントをつけるとしたら、今、小松先生がおっしゃったように、そのIDとかパスワードの管理をちゃんとする、教職員が異動したときにちゃんとそれをやるとか、そういう管理をしっかりとしてくださいというくらいかなという気はします。

(堀江会長)

留意点として、そこら辺に言及してゴーサインを出すと。

(小林委員・小松委員)

はい。

(堀江会長)

セキュリティだけですよね。

そういうことでよろしいですか。それでは、今回の諮問事項について、当審査会としては、認められるでよろしいですね。そういうことで決定いたします。今後、諮問のあった教育委員会に対して、答申書を出す必要があります。その答申書の審議について事務局から何かありますか。

(事務局)

今回の諮問に対する答申につきましては、内容として認められるということ踏まえま

して、先ほどご意見がございました教職員のIDパスワードの管理を徹底するというようなことを、今、ご審議いただきましたことを付言した簡単なものになるかと思しますので、事務局の方で、案を作成しまして、会長の方に判断を仰ぎたいと考えております。

参考までに、前回の答申を、平成22年3月に林政課の長崎森林地理情報システムのオンライン結合の答申を参考にお付けしておりますが、これと同じような形で、それに先ほどの、今回のご審議の内容の、IDパスワードの管理のことを付言的なところで加えるような形で考えております。よろしく願いいたします。

(堀江会長)

というのは、前回答申のようにすると、このなお書きの部分に、IDパスワードのことを盛り込むような形で検討するということですか。

そういうことでよろしいですか。

最終的には、事務局が作ったものを私が見て、それで諮問に対する答申をするということで一任していただけますか。

(各委員)

はい。

(堀江会長)

それではそのように決定します。

以上で、議題1の審議を終了します。

8. その他

(1) 次回以降の開催予定

新たな諮問案件は出されていないため、次回以降の開催は未定。